

# 「生駒市行政改革大綱」の見直し（案）

についてご意見を募集します

意見募集期間：令和5年12月25日（日）～令和6年1月25日（木）

生駒市では、平成19年度以降、3次にわたり行政改革大綱を策定し、将来世代に負担を先送りしない持続可能な行財政運営の実現に向け、取組を進めてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、第3次大綱策定当時から財政状況の見通しに大きな乖離が生じていること、生活様式の変化やDX※の推進など、喫緊に取り組むべき新しい政策課題が山積みであることから、様々な面で転換期を迎えており、大綱自体を見直す必要が生じてきました。

そこで、大綱の見直しに合わせ、総合計画との連動性を高め、行政経営を着実に推進していくため、『第6次生駒市総合計画 第2期基本計画（案）』の「第6章 行財政改革の考え方」を新たな大綱として位置づけ、一体的な運用を図ることを検討しています。

大綱の見直し（案）について、市民の皆さまからのご意見を募集します。

※ DX：デジタル・トランスフォーメーションの略称。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

案件名	「生駒市行政改革大綱」の見直し（案）
案の公表場所	市役所（4階 行政経営課・3階 市政情報コーナー）、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターISTA はばたき、図書会館、たけまるホール、コミュニティセンター（生駒セイセイビル内）、南コミュニティセンターせせらぎ、市ホームページ（ <a href="http://www.city.ikoma.lg.jp/">http://www.city.ikoma.lg.jp/</a> ）
募集期間	令和5年12月25日（日）～令和6年1月25日（木）
意見を提出できる方	① 市内に住所を有する者 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④ 市内に存する学校に在学する者 ⑤ 当該案件に利害関係を有する者
意見の提出方法	別紙の「意見・情報提出書」（別の様式でも可能です）に、 ④ 案件名、 ② 住所、 ③ 氏名、 ④ 「生駒市行政改革大綱」の見直し（案）へのご意見を明記のうえ、 ① 窓口へ持参、 ② 郵送、 ③ ファクス、 ④ 市ホームページのいずれかで、行政経営課までご提出ください。 ※ <u>電話によるご意見には対応することはできません。</u>
提出先	【持参】 生駒市役所 行政経営課（4階47番窓口） 平日 8:30～17:15 【郵送】 〒630-0288 生駒市東新町8-38 生駒市役所 行政経営課 宛 【ファクス】 0743-74-9100（行政経営課宛）
いただいたご意見への対応	・ 提出された意見の概要と意見に対する市の考え方を、上記公表場所と市ホームページで公表します。 ・ 提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。

## 意見・情報提出書

案 件 名※	「生駒市行政改革大綱」の見直し（案）
住 所※	
氏 名※	
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
意見提出者の区分 (該当する番号に○印を してください。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市内に住所を有する者</li> <li>2 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</li> <li>3 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者</li> <li>4 市内に存する学校に在学する者</li> <li>5 当該案件に利害関係を有する者</li> </ul>
<p>【案件についてのご意見等を自由に記入してください。】</p>	

「案件名」「住所」「氏名」「ご意見等」は必ずご記入ください。ご意見の内容について、お問い合わせ  
することがありますので、差し支えなければ「電話番号」「電子メールアドレス」もご記入ください。

※法人その他の団体にあつては、「住所」欄に事務所又は事業所の所在地、「氏名」欄に名称及び代表者  
の氏名をご記入ください。

※「ご意見等記入欄」が足りないときは、別紙を添付してください。

※別の様式で提出される場合も、「案件名」「住所」「氏名」「ご意見等」は必ずご記入ください。

## 1 大綱見直しの必要性

平成19年度から3次にわたり大綱を策定し、行政改革を推進してきましたが、その中で下記の課題が明らかになりました。

### ① 急激な社会環境の変化に対応できない

計画期間が大綱6年、行動計画3年と長期であるため、コロナ禍による財政状況の変化やデジタル化の飛躍的な進展などの急激な社会環境の変化に対応できていません。

### ② 経営的視点への対応が必要

これまでの財政面重視の行政改革に加え、成長や新たな価値創出につながる経営的視点も重視していく必要があります。

### ③ 総合計画との連動性が必要

大綱は、「第6次総合計画」における将来都市像の実現に向けた施策・事業の積極的な展開をバックアップするものと位置づけられています。行政改革推進委員会での提言を総合計画の施策へより効果的に反映するため、これまで以上に連動性を高める必要があります。

## 2 新大綱の枠組みについて

1の課題に対応するため、『第6次生駒市総合計画第2期基本計画（案）』の「第6章 行財政改革の考え方」を新たな大綱と位置づけ、両者の連動性を高めることで、市全体の施策や事業に行財政改革の理念の浸透を一層図り、行政経営・行政改革を着実に推進していきます。

また、行動計画についても、3年を計画期間とする行動計画ではなく、前年度の取組結果を踏まえて、次年度の取組を決定するという単年度の計画サイクルに変更します。

### <第6次生駒市総合計画第2期基本計画（案） 目次>

序章	第2期基本計画の策定に当たって
第1章	生駒市の概況
第2章	本市を取り巻く社会環境
第3章	まちづくりの総合指標
第4章	施策体系
第5章	戦略的施策
第6章	行財政改革の考え方（行政改革大綱）

### 3 「第6章 行財政改革の考え方」（新大綱）

#### <目指すべき方向性>

行財政改革を推進するため、5つの目指すべき方向性を示します。

- ① 健全かつ成長につながる行財政運営
- ② 歳入増につながる施策の創出・強化
- ③ ファシリテイマネジメントの推進
- ④ 多様な主体との連携・協創
- ⑤ 機動的な組織運営に向けた仕事の進め方・働き方の改革

#### <行動指針>

職員一人ひとりが施策の立案・実施時に意識すべき4つの行動指針を示します。

- ① コスト意識の徹底
- ② 目的思考による最適な手段の追求
- ③ 多様な主体との協創
- ④ デジタル技術・データの活用

#### <推進手法>

毎年度、次年度の方針を「行政改革方針」として定めるとともに、「目指すべき方向性」を具体化する取組を総合計画アクションプランで定めます。

進行管理は、行政内部と行政改革推進委員会で検証を行い、次年度の取組へつなげていきます。